

航空自衛隊幹部学校が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

契約担当官
航空自衛隊幹部学校
会計課長 小林 秀樹



別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認にかかる部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開される資料等だけでは調達できないもの

連絡先 : 〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-2-1 航空自衛隊 幹部学校 会計課 契約班
電話番号 : (代表) 03-5721-7014 (内線) 2574 (FAX) 03-5721-1648
添付書類 : 対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約によ る理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件
1	EBSCO hostオンライン データベース利用権に係 る契約	イ	2.4.1	航空自衛隊幹部学校航空研究センターの研究業務に必要となる社会科学及び安全保障関連論文デ ータベースのライセンスを米国EBSCO International社から認められていること又は認められる見 込みがあることが証明できること。
2	Jane' s Internet Service利用権に係る契約	イ	2.4.1	航空自衛隊幹部学校航空研究センターの研究業務に必要となる軍事関連情報データベースのライ センスを英国Jane' s Group社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明で きること。
3	軍事関連情報等配信サー ビスの借上に係る契約	イ	2.4.1	<p>航空自衛隊幹部学校航空研究センターの研究業務に必要となる軍事関連情報等配信サービスとし て以下の全ての要件を満たせること。</p> <p>1 提供情報</p> <p>(1) 日本の防衛外交に関係する情報、政治、軍事、外交関連の報告書及び関連記事等の情報。</p> <p>(2) AFP、ロイターの国際通信社、海外マスコミの配信記事、海外特派員のレポート、海外の 軍事関連雑誌の記事、各国政府のプレス発表及び報告書、海外シンクタンク (RAND、CSBA、CSIS、 CNAS等)、軍大学、有名大学 (ハーバード大学、スタンフォード大学等) 及び軍関連団体の発表 する論文、紀要、報告書を含むもの。</p> <p>(3) 英語、仏語、中国語、ロシア語、朝鮮語等の情報が日本語に翻訳されているもの。</p> <p>(4) 官側の要求に応じ、資料の翻訳を行う。</p> <p>2 提供要領</p> <p>(1) 光回線等を敷設し、受信用端末設備を設置することで提供する。</p> <p>(2) 受信用端末装置を官側に貸与し、設置、撤去及び受信用端末装置の保守点検を実施し、不具 合、故障等が発生した場合には、速やかに正常な状態に回復させる。</p> <p>(3) 受信用端末装置は、一般的な事務用机に設置可能で、軍事関連情報等の受信及び表示に必要 な専用アプリケーションソフトがインストールされ、テキストデータ等で保存可能なものであ ること。</p>